

杉並区私立保育所緑化推進に対する 助成要綱

〔平成16年9月24日〕
16杉並第44461号

(目的)

第1条 この要綱は、保育所の緑化推進を目的とした整備に係る費用の一部を助成することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成の対象)

第2条 助成の対象は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第4項の規定に基づき設置された区内の私立保育所とする。ただし、杉並区屋上・壁面緑化助成金交付要綱(平成14年9月30日杉都公発第240号)の助成を受け、緑化の整備を実施した保育所は除く。

2 本要綱の助成を受けて実施する緑化の整備は、各保育所1回限りとする。

(助成の対象経費)

第3条 助成の対象となる緑化の整備に関する経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 園庭緑化に関するもの
- (2) 屋上緑化に関するもの
- (3) 壁面緑化に関するもの
- (4) その他区長が必要と認めるもの

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、150万円を限度とする。

2 助成金の総額は、予算で定める範囲内とする。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとするものは、緑化の整備に関する助成金交付申請書(第1号様式)に、次の書類を添付して区長に提出しなければならない。

- (1) 緑化の整備に関する見積書の写し
- (2) 緑化に関する整備図面
- (3) その他区長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第6条 区長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは緑化の整備に関する助成金交付決定通知書(第2号様式)により通知する。

2 前項の交付決定通知を受けたもの(以下「交付を受けるもの」という。)は、当該年度内に交付決定を受けた緑化に関する整備計画(以下「緑化計画」という。)を実施し完了しなければならない。

(実施完了報告書)

第7条 交付を受けるものは、緑化計画を実施し完了した後、速やかに緑化計画実施完了報告書(第3号様式)に、次の書類を添付して区長に提出しなければならない。

- (1) 緑化計画の実施に関する領収書の写し
- (2) 緑化計画を実施し完了した後の写真
- (3) その他区長が必要と認めるもの

(助成金の請求及び交付)

第8条 交付を受けるものは、緑化計画を実施し完了した後、速やかに緑化計画に対する助成金交付請求書(第4号様式)を区長に提出しなければならない。ただし、区長が必要と認める場合は、緑化計画を実施し完了する前に、同請求書を提出することができる。

2 区長は、前項の請求書が提出されたとき、助成金を交付する。

(助成金の返還)

第9条 区長は、請求者が、偽り又は不正の手段により助成金を受け、あるいは助成金を第3条に定める事項以外に使用したときは、助成金の交付決定を取消すとともに、既に交付した助成金を、期限を定めて返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から適用する。